第90期報告書

2013年4月1日～2014年3月31日

領域をこえ 未来へ

OJI

王子ホールディングス株式会社

証券コード 3861

目　次

株主の皆様へ …… 1

(第90回定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告 …… 3

1　企業集団の現況に関する事項…… 3

2　当社の株式に関する事項…… 15

3　当社の新株予約権等に関する事項…… 16

4　当社の役員に関する事項…… 17

5　会計監査人に関する事項…… 23

6　業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議の内容の概要…… 24

7　会社の支配に関する基本方針…… 26

連結計算書類 …… 38

連結貸借対照表 …… 38

連結損益計算書 …… 39

連結株主資本等変動計算書…… 40

計算書類 …… 41

貸借対照表 …… 41

損益計算書 …… 42

株主資本等変動計算書…… 43

監査報告 …… 44

連結計算書類に係る
会計監査人監査報告書謄本…… 44

会計監査人監査報告書謄本…… 45

監査役会監査報告書謄本 …… 46

ご参考

経営指標の推移（連結）…… 47

連結キャッシュ・フロー計算書（要約）…… 48

株主メモ …… 49

本報告書に記載のない連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ホームページ（http://www.ojiholdings.co.jp）に掲載することにより、株主の皆様に提供しておりますので、本報告書には記載しておりません。

なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役および監査役会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

第90期（2013年4月1日～2014年3月31日）報告書をお届けするにあたりご挨拶申しあげます。

当期の当社グループを取り巻く経済環境は、国内においては、円安・株高などにより景気回復の兆しが見られました。一方、世界経済においては、米国は底堅く推移し、欧州も持ち直しの動きが見られたものの、新興国の景気鈍化もあり、全体として不透明な状況で推移しました。

このような状況の中、当社グループは、パルプ事業を始めとする海外事業の一層の展開（海外売上高比率20%、前期比4%増加）、産業用フィルムやタッチパネル用光学粘着材料などの機能材製品の開発強化・生産能力増強、生産体制の最適化などの事業構造転換諸施策を進めました。

これらの結果、売上高は1兆3,325億円と前期に比べ7%の増収、営業利益は620億円と前期に比べ18%の増益、当期純利益は338億円と前期に比べ32%の増益となりました。

配当につきましては、当期の業績のほか当社グループの置かれた事業環境などを総合的に判断しつつ、安定的な配当を持続したいと考えており、当期の期末配

当を1株につき5円の普通配当とさせていただきました。中間配当5円とあわせました年間配当金は前期と同様1株につき10円の普通配当となります。

当社グループは、常に先行して経営環境の変化に対応し、企業価値の向上と持続的成長を成し遂げるため、スピード感をもって事業構造転換に取り組んでおります。

新興国・資源国を中心とした海外事業の更なる拡大、中核事業の深耕・深化、新規事業分野の開拓による次期中核事業の発掘をグループ経営戦略の中心に据え、経営の基盤となる研究開発力・技術力・営業力の一層の拡充および連携強化により、グローバルに事業展開する「革新的価値創造企業」を目指してまいります。

また、併せてキャッシュフロー経営を徹底し、選択と集中、計画的な事業リストラクチャーおよび継続的コストダウンの推進により財務基盤を一層強化し、経営目標である営業利益1,000億円以上、純利益500億円以上の確保を目指してまいります。

なお、2014年4月に当社グループ会社が、段ボールの取引に関し、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令（案）および課徴金納付命令（案）に関する事前通知書を受領しました。本命令受領後、今後の対応を検討してまいります。

当社グループは、引き続き、コンプライアンスの徹底を企業活動の根幹として位置づけ、全役員・全従業員が高い倫理観をもって行動するよう教育・啓蒙を図ってまいります。

今後とも、株主の皆様のご要望、ご期待に添えるよう努力してまいりますので、格別のご理解をいただき、より一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2014年6月

代表取締役社長 進藤 清貴

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当期の当社グループを取り巻く経済環境は、国内では、円安・株高などにより景気回復の兆しが見られました。一方、世界経済においては、米国は底堅く推移し、欧州も持ち直しの動きが見られたものの、新興国の景気鈍化もあり、全体として不透明な状況で推移しました。

このような状況の中、当社グループは、パルプ事業を始めとする海外事業の一層の展開（海外売上高比率20%、前期比4%増加）、産業用フィルムやタッチパネル用光学粘着材料などの機能材製品の開発強化・生産能力増強、生産体制の最適化などの事業構造転換諸施策を進めました。

以上により、当期の業績は、売上高は1兆3千3百25億1千万円と前期に比し7%の増収、営業利益は6百20億2千3百万円と前期に比し18%の増益、経常利益は7百3億5千8百万円と前期に比し29%の増益、当期純利益は3百38億1百万円と前期に比し32%の増益となりました。

各事業部門の状況は、次のとおりであります。

区　分	売上高		営業利益	
	百万円	（前期比）	百万円	（前期比）
生活産業資材	552,062	（2%増）	21,376	（22%減）
印刷情報メディア	315,467	（3%減）	△2,650	（－）
機能材	218,789	（11%増）	11,950	（17%増）
資源環境ビジネス	188,608	（44%増）	22,087	（117%増）
その他	302,610	（7%増）	8,428	（33%増）
計	1,577,538	（7%増）	61,192	（19%増）
調整額	△245,027	－	831	－
合計	1,332,510	（7%増）	62,023	（18%増）

（注）1. 調整額は、主として内部取引に関わる調整額です。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■生活産業資材（段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業、家庭用品事業）

売上高につきましては、5千5百20億6千2百万円と前期に比し2%の増収となりました。

国内事業では、段ボール原紙・段ボールは、消費税率引き上げ前の駆け込み需要と、青果物向けなどの堅調な推移により販売量は増加しました。白板紙・包装用紙の販売量は横這いに推移しました。家庭用紙は、価格修正などの影響もあり減少しました。

海外事業では、主要な事業展開地域である東南アジアにおいて、段ボール原紙の販売は堅調に推移し、段ボールの販売も飲料・加工食品関連を中心に堅調に推移しました。

■印刷情報メディア（新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業）

売上高につきましては、3千1百54億6千7百万円と前期に比し3%の減収となりました。

新聞用紙の販売は、発行日数は増加したものの、部数の緩やかな減少により、前年を下回りました。印刷・情報用紙の販売は、円安進行などによる輸入紙の減少などにより販売量は増加するも、売上高は横這いに推移しました。

■機能材（特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業）

売上高につきましては、2千1百87億8千9百万円と前期に比し11%の増収となりました。

特殊紙の国内販売は、新製品開発・新規顧客開拓に注力するも、印刷用途を中心とする既存製品群の需要低迷により減少しました。一方、輸出販売は電機産業

向け製品の生産設備の新設稼働に伴う拡販もあり増加しました。感熱紙の国内販売は増加しました。

海外事業では、感熱紙の販売が北米・南米・欧州・アジア各地域において堅調に推移しました。

■資源環境ビジネス（木材事業、パルプ事業、エネルギー事業）

売上高につきましては、1千8百86億8百万円と前期に比し44％の増収となりました。

国内事業では、パルプの販売は増加し、木材の販売も需要の回復により増加しました。また、北海道白糠町において第2四半期より太陽光発電設備の営業運転を開始しました。

海外事業では、パルプの販売は、ニュージーランド子会社での漂白機械パルプの本格生産化、2012年度第1四半期末より連結子会社化したブラジル子会社の大きな寄与により増加しました。木材の販売は、ニュージーランド、中国および東南アジア子会社での販売が増加しました。

■その他（不動産事業、機械事業、商事他）

商事事業などの増収により、売上高につきましては、3千26億1千万円と前期に比し7％の増収となりました。

(2) 企業集団の資金調達の状況

所要資金につきましては、金融機関からの借入およびコマーシャル・ペーパーの発行などにより調達しました。

また、社債の償還資金および長期借入金の返済資金などに充当するため、2013年7月に第31回無担保社債（200億円）、第32回無担保社債（200億円）を発行しました。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資額は7百67億2千1百万円で、前期に比し66億9百万円増加しました。

当社グループにおいては、事業構造転換に必要な分野への投資、品質改善、省力化、生産性向上、安全および環境のための工事を継続的に行っております。

主な設備投資は次のとおりです。

①当期中に完成した主要な工事

会社名	工事の内容
王子エフテックス株式会社	コンデンサ用ポリプロピレンフィルム新マシン設置工事（滋賀工場）
	6号抄紙機特殊紙抄造対策工事（江別工場）
Ojitex Haiphong Co.,Ltd.	段ボール新工場設置工事（ベトナム）

②当期継続中の主要な工事

会社名	工事の内容
王子コンテナー株式会社	段ボール生産設備増設工事（福島工場）
王子マテリア株式会社	バイオマスボイラー設置工事（富士工場）
王子製紙株式会社	バイオリファイナリー効率的一体型連続工業プロセス設置工事（米子工場）
	水力発電設備リフレッシュ工事（北海道尻別・千歳）
新タック化成株式会社	光学粘着材料製造設備設置工事（豊中工場）
王子グリーンエナジー江別株式会社	バイオマスボイラー設置工事（王子エフテックス江別工場内）
王子グリーンエナジー日南株式会社	バイオマスボイラー設置工事（王子製紙日南工場内）
江蘇王子製紙有限公司	南通プロジェクト（中国）クラフトパルプ製造設備設置工事
United Kotak Berhad	段ボール新工場設置・移転工事（マレーシア）
Oji JK Packaging Private Limited	段ボール新工場設置工事（インド）

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分	第86期 (2009.4～2010.3)	第87期 (2010.4～2011.3)	第88期 (2011.4～2012.3)	第89期 (2012.4～2013.3)	第90期 (2013.4～2014.3)
(百万円) 売上高	1,147,322	1,180,131	1,212,912	1,241,471	1,332,510
(百万円) 営業利益	73,681	65,441	53,780	52,383	62,023
(百万円) 経常利益	64,714	60,245	48,375	54,565	70,358
(百万円) 当期純利益	24,886	24,619	22,177	25,600	33,801
(円) 1株当たり当期純利益	25.18	24.92	22.46	25.93	34.22
(百万円) 総資産	1,614,047	1,620,927	1,634,992	1,831,251	1,915,676
(百万円) 純資産	460,404	455,998	463,299	579,128	670,356
(円) 1株当たり純資産	450.97	444.24	454.20	511.95	581.69

(注) 1. 1株当たり当期純利益の金額は、期中平均株式数で除して算出しております。
なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。
2. 1株当たり純資産の金額は、期末発行済株式数で除して算出しております。
なお、期末発行済株式数については自己株式数を控除しております。
3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(5) 企業集団の対処すべき課題

①社会的責任の遂行（企業行動憲章の遵守）

当社グループは、社会との約束、人との約束を守り、企業の社会的責任を果たすことが当社グループの存立の条件であることを強く認識し、コンプライアンスの徹底を企業活動の根幹として位置づけ、全役員・全従業員が高い倫理観をもって行動するよう教育・啓蒙を図っております。

また、環境憲章の基本理念に基づき、環境と調和した企業活動の推進に努めるとともに、安全絶対最優先の基本理念のもと、事業に関わるすべての関係者の安全衛生の確保に努めてまいります。

なお、2012年に王子コンテナー株式会社および森紙業株式会社などの当社グループ会社が、段ボールシートまたは段ボールケースの取引に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、2014年4月に同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令（案）および課徴金納付命令（案）に関する事前通知書を受領しました。本命令受領後、今後の対応を検討してまいります。

②企業集団の経営戦略

当社グループは、常に先行して経営環境の変化に対応し、企業価値の向上と持続的成長を成し遂げるため、スピード感をもって事業構造転換に取り組んでおります。

新興国・資源国を中心とした海外事業の更なる拡大、中核事業の深耕・深化、新規事業分野の開拓による次期中核事業の発掘をグループ経営戦略の中心に据え、

経営の基盤となる研究開発力・技術力・営業力の一層の拡充および連携強化により、グローバルに事業展開する「革新的価値創造企業」を目指しております。また、併せてキャッシュフロー経営を徹底し、選択と集中、計画的な事業リストラクチャーおよび継続的コストダウンの推進により財務基盤を一層強化し、経営目標である営業利益1,000億円以上、純利益500億円以上の確保を目指しております。

具体的には以下の取り組みを行っております。

(a) 生活産業資材

・産業資材

(段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業)

東南アジア・インドでの事業展開を加速させており、カンボジア・ベトナムにおける段ボール新工場、中国における2つの製袋新工場の稼働に続き、今後、インド・ミャンマーにおいても段ボール新工場が稼働します。また、ベトナムでは紙器・美粧段ボールメーカーを買収しました。国内では富士地区の板紙生産体制の効率化、福島県における段ボール生産設備の増強に取り組むとともに、総合パッケージングメーカーとしての優位性を活かし、素材・加工一体型ビジネスモデルを強化しております。

・生活消費財

(家庭用品事業)

家庭紙・紙おむつでは既存商品のリニューアル・新商品の上市により、ブランド力の向上を図っております。特に紙おむつでは需要の伸びが期待される大人用紙おむつの新工場を福島県で稼働させるとともに、パーソナルケア・イノベーションセンターを設置し、商品開発力と事業競争力の強化を進めております。また、東南アジアを中心に積極的な事業展開を図るため、東南アジア最大の人口を擁するインドネシアで合弁会社を設立し、子供用紙おむつ事業に参入することを決定しました。

(b) 印刷情報メディア

(新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業)

事業環境を見極めつつ、適宜、生産体制再構築を実施してまいりましたが、引き続き、需要に即した最適生産体制の構築を推進するなどコスト構造を継続的に見直し、国際競争力の強化を図ってまいります。

(c) 機能材

(特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業)

積極的な経営資源の投入による事業の拡大を図るため、ブラジルでは感熱紙生産設備を、国内ではコンデンサ用薄物フィルム生産設備を増設し、需要の増加しているタッチパネル用光学粘着材料についても生産能力の増強を逐次行っております。また、収益力の向上を図るため、最適な生産体制の構築に取り組み、東南アジア・日本を一体とした感熱紙生産体制の見直しも進めております。粘着材料イノベーション研究所・アドバンストフィルム研究所などを中心に、高機能・高付加価値製品の迅速な開発、新製品・新技術の創出に取り組むとともに、東南アジアなどの成長国に積極的に進出し海外事業を拡大してまいります。

(d) 資源環境ビジネス
(木材事業、パルプ事業、エネルギー事業)

海外では資源国を中心に木材・パルプ事業の拡大を進めており、ニュージーランドでの木材新製品の商業生産開始、インドネシアでの木材新工場の稼働に加え、今後、ベトナム・ラオスでも新たな木材工場が稼働する予定です。また、ブラジル・ニュージーランドではアジアを中心にパルプ販売を強化し、ミャンマー・インドネシア・ベトナムでは幅広い事業展開・販売強化を推し進めるための拠点作りに取り組みました。国内では新規ビジネス展開を加速させており、レーヨン用途向けなどの溶解パルプ設備、太陽光発電設備が稼働したほか、植物工場から葉物野菜の出荷を開始しました。さらに、今後、3台のバイオマス発電設備が相次いで発電を開始するほか、水力発電設備の更新工事も進めております。また、当社グループの有する林木育種技術を活用して薬用植物分野への進出を視野に入れた取り組みを開始しております。

(e) 重点機能の強化

当社グループでは、上述の取り組みの一環として、2014年4月1日付で、研究開発本部を「イノベーション推進本部」に改称し、より機動的かつ効率的な研究開発活動を実現するため研究開発体制を刷新したほか、海外市場開拓体制の強化、商事機能の活用、さらにはこれらを促進するための基盤となる人事企画機能の強化にも取り組んでおります。

さらに、当社は、2014年4月に海外事業の更なる拡大、新たなビジネス展開を図るため、株式会社産業革新機構と共同で、ニュージーランドやオーストラリアに生産拠点を有するCarter Holt Harvey Limitedのパルプ・板紙・パッケージング事業（Carter Holt Harvey Pulp & Paper Limitedおよび関係会社）を買収することを決定しました。

当社グループは、これらの諸施策を通じて、革新的価値を創造し続けるグローバルな企業グループを目指してまいります。

(6) 企業集団の主要な事業内容

（2014年3月31日現在）

区　分	主要な事業内容
生活産業資材	段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業、家庭用品事業
印刷情報メディア	新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業
機能材	特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業
資源環境ビジネス	木材事業、パルプ事業、エネルギー事業
その他	不動産事業、機械事業、商事他

(7) 企業集団の主要な営業所及び工場

（2014年3月31日現在）

①当社

主要な拠点
本　　社：東京都中央区
研 究 所：東京都江東区、兵庫県尼崎市　ほか
海　　外：中国

②国内子会社

会社名	主要な拠点
王子コンテナー株式会社	本　　社：東京都中央区 工　　場：霞ヶ浦工場（茨城県稲敷市）、長野工場（長野県安曇野市）、静岡工場（静岡県磐田市）、滋賀工場（滋賀県湖南市）、大阪工場（大阪府門真市）ほか
王子マテリア株式会社	本　　社：東京都中央区 営 業 所：北海道営業所（札幌市中央区）、中部営業所（名古屋市中区）、西部営業所（大阪市中央区）、九州営業所（福岡市博多区） 工　　場：釧路工場（北海道釧路市）、富士工場（静岡県富士市）、祖父江工場（愛知県稲沢市）、呉工場（広島県呉市）、大分工場（大分県大分市）ほか
王子ネピア株式会社	本　　社：東京都中央区 支　　店：札幌支店（札幌市北区）、東京支店（東京都中央区）、名古屋支店（名古屋市中村区）、大阪支店（大阪市淀川区）、福岡支店（福岡市中央区）ほか 工　　場：苫小牧工場（北海道苫小牧市）、福島工場（福島県福島市）、名古屋工場（愛知県春日井市）、徳島工場（徳島県阿南市）
王子製紙株式会社	本　　社：東京都中央区 営業支社：北海道営業支社（札幌市中央区）、中部営業支社（名古屋市中区）、関西営業支社（大阪市中央区）、九州営業支社（福岡市博多区） 工　　場：苫小牧工場（北海道苫小牧市）、春日井工場（愛知県春日井市）、米子工場（鳥取県米子市）、富岡工場（徳島県阿南市）、日南工場（宮崎県日南市）

会社名	主要な拠点
王子エフテックス株式会社	本　　社：東京都中央区 営 業 所：中部営業所（名古屋市中区）、西日本営業所（大阪市中央区） 工　　場：江別工場（北海道江別市）、東海工場（静岡県富士市）、中津工場（岐阜県中津川市）、滋賀工場（滋賀県湖南市）
王子イメージングメディア株式会社	本　　社：東京都中央区 工　　場：神崎工場（兵庫県尼崎市）
森紙業株式会社	本　　社：京都市南区 工　　場：横浜工場（横浜市戸塚区）、鳥羽工場（京都市南区）、枚方工場（大阪府枚方市） 子 会 社：森紙販売株式会社（京都市南区）ほか

（注）森紙業株式会社は、森紙業グループの事業持株会社であります。

③海外子会社

「(9) 重要な子会社の状況」の表に記載しております。

(8) 企業集団の従業員の状況

（2014年3月31日現在）

区分	従業員数	前期末比増減
生活産業資材	13,806名	1,268名増
印刷情報メディア	4,049名	309名減
機能材	4,520名	23名減
資源環境ビジネス	5,534名	2,795名増
その他	3,163名	19名減
合計	31,072名	3,712名増

(9) 重要な子会社の状況

(2014年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
日伯紙パルプ資源開発株式会社	61,788	(55.5)	ブラジルにおけるパルプ製造会社経営、パルプの売買
王子コンテナー株式会社	10,000	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子タック株式会社	1,550	(100)	紙・樹脂加工品、包装資材、粘着紙の製造、販売
王子パッケージング株式会社	1,500	(100)	紙器、合成樹脂容器の製造、販売
王子物流株式会社	1,434	100	倉庫業、トラック輸送、内航運送取扱
旭洋紙パルプ株式会社	1,300	90.0	紙、合成樹脂、包装資材の売買
王子コーンスターチ株式会社	1,000	(60.0)	コーンスターチ、糖化製品の製造、販売
王子エンジニアリング株式会社	800	100	各種機械類の設計、製作、据付、整備、販売
王子不動産株式会社	650	(100)	不動産の売買、仲介、賃貸借、管理
王子マテリア株式会社	600	100	板紙（段ボール原紙、特殊板紙、白板紙）、包装用紙、パルプの製造、販売
王子ネピア株式会社	350	100	衛生用紙、紙おむつの製造、販売
王子製紙株式会社	350	100	新聞用紙、洋紙、パルプの製造、販売
王子エフテックス株式会社	350	100	特殊印刷用紙、特殊機能紙、フィルム製品、特殊板紙の製造、販売
王子イメージングメディア株式会社	350	100	感熱記録紙（紙、フィルム）、インクジェット用紙の製造、販売
王子グリーンリソース株式会社	350	100	木材、パルプ、原燃料資材の売買、植林事業管理、エネルギー事業
森紙業株式会社	310	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子木材緑化株式会社	288	(100)	木材、製紙用原料の売買、緑化工事、造林請負

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
江蘇王子製紙有限公司（中国）	百万USドル 911	（90.0）	紙、パルプの製造、販売
Oji Papéis Especiais Ltda.（ブラジル）	百万ブラジル・レアル 409	（100）	感熱記録紙、ノーカーボン紙の製造、販売
Pan Pac Forest Products Ltd.（ニュージーランド）	百万ニュージーランド・ドル 126	（100）	営林、植林、伐採、木材の販売、パルプ・木材製品の製造、販売
Celulose Nipo-Brasileira S.A.（ブラジル）	百万ブラジル・レアル 185	（55.5）	植林、パルプの製造、販売
Kanzaki Specialty Papers Inc.（米国）	百万USドル 34	（100）	感熱記録紙の製造、販売
KANZAN Spezialpapiere GmbH（ドイツ）	百万ユーロ 25	（94.7）	感熱記録紙の製造、販売
Oji Paper（Thailand）Ltd.（タイ）	百万タイ・バーツ 1,340	（100）	ノーカーボン紙、感熱記録紙の製造、販売
王子製紙商貿（中国）有限公司（中国）	百万人民元 90	（90.0）	紙・板紙、パルプの売買
GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.（マレーシア）	百万マレーシア・リンギット 255	（75.0）	段ボール原紙、段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
Harta Packaging Industries Sdn. Bhd.（マレーシア）	百万マレーシア・リンギット 18	（100）	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売

（注）1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の議決権比率の（　）内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。
3. 当期末の連結子会社数は、上記に記載した重要な子会社を含め158社であります。なお、持分法適用会社は17社であります。

(10) 企業集団の主要な借入先及び借入額　(2014年3月31日現在)

借　入　先	借　入　金　残　高
	百万円
日本生命保険相互会社	44,000
株式会社みずほ銀行	42,187
株式会社三井住友銀行	35,915
農林中央金庫	33,508
株式会社日本政策投資銀行	33,320

(注) 1. 上記のほか、シンジケートローンにより、191,500百万円を借り入れております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(11) 企業再編行為、他の会社の株式の取得等の状況

①当社は、持株会社制移行後の資本関係の整理を目的に、2013年4月1日をもって、当社の営む段ボール加工事業に係る関係会社株式等管理事業を王子パックスパートナーズ株式会社に吸収分割の方法により承継しました。また、同社は、同日付をもって、当社から承継した段ボール加工事業に係る関係会社株式等管理事業を王子コンテナー株式会社に吸収分割の方法により承継しました。

②当社の完全子会社である王子パックスパートナーズ株式会社は、経営効率の向上を目的に、2013年6月25日をもって、当社の株式を対価とする株式交換により、同社の子会社である王子製袋株式会社を完全子会社化しました。

③当社は、アジア市場での更なる発展を図るため、2013年12月に、ベトナムにおける紙器箱、美粧段ボール箱、紙コップなどの製造・販売を手掛けるUnited Packaging Joint Venture Co., Ltd.の発行済株式の75%を取得しました。

(12) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

①利益配分に関する基本的な考え方

当社は、各事業年度の業績の状況と今後の経営諸施策に備えるための内部留保を総合的に勘案しつつ、株主の皆様へ可能な限り安定配当を継続することを基本方針としております。

②期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況ならびに今後の事業環境等を総合的に勘案し、当社定款の規定に基づき、2014年5月14日開催の当社取締役会において、2014年3月31日を基準日として、1株につき5円と決議する予定であります。

当中間期に実施いたしました中間配当（1株につき5円）と合わせまして、当期年間の配当金は、前期同様、1株につき10円となります。

(a) 配当財産の種類

金銭といたします。

(b) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円　総額4,949,604,595円

(c) 剰余金の配当が効力を生じる日

2014年6月5日

(13) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

①当社は、東南アジアを中心に積極的な事業展開を図るため、2014年4月、インドネシアにおいて生活消費財を中心に販売・流通網を有するPT Indofood CBP Sukses Makmur Tbkと合弁事業契約を締結し、同国において子供用紙おむつ事業に参入することを決定しました。

②当社は、海外事業の更なる拡大、新たなビジネス展開を図るため、2014年4月、株式会社産業革新機構と共同で、ニュージーランドやオーストラリアに生産拠点を保有するRank Group Limited傘下のCarter Holt Harvey Limited（CHH社）のパルプ、板紙およびパッケージング事業（Carter Holt Harvey Pulp & Paper Limited）およびCHH社の関係会社を取得する株式売買契約を締結しました。なお、株式譲渡は各国の関係当局の許認可などのすべての取得を条件としております。

2 当社の株式に関する事項（2014年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 2,400,000,000株

（2）発行済株式の総数 1,064,381,817株

（うち自己株式） （74,460,898株）

（3）株主数 73,127名

（前期末比8,661名減）

（4）大株主（上位10名）

株　主　名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	56,146	5.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	37,161	3.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	32,168	3.2
株式会社三井住友銀行	31,668	3.2
株式会社みずほ銀行	31,636	3.2
日本生命保険相互会社	27,083	2.7
王子グループ従業員持株会	24,547	2.5
三井住友信託銀行株式会社	21,493	2.2
日本紙パルプ商事株式会社	17,464	1.8
農林中央金庫	16,654	1.7

（注）1. 当社は、自己株式を74,460千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
なお、当社は、2013年10月1日付で、当社100％子会社の京都森紙業株式会社と合併し、同社が保有していた当社株式12,587千株を当社の自己株式として承継しております。
2. 持株比率は、自己株式（74,460千株）を控除して計算しております。
3. 千株未満は切り捨てて表示しております。

3 当社の新株予約権等に関する事項

当期末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

（2014年3月31日現在）

新株予約権の名称（割当日）	新株予約権の保有者数	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類、数	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使期間
王子製紙株式会社 第1回新株予約権 （取締役用） （2006年8月15日）	取締役（社外役員を除く）　1名	24個 （新株予約権 1個につき1,000株）	普通株式 24,000株	1株当たり 1円	2006年8月16日から 2026年6月30日まで
王子製紙株式会社 第2回新株予約権 （取締役用） （2007年7月13日）	取締役（社外役員を除く）　1名	26個 （新株予約権 1個につき1,000株）	普通株式 26,000株	1株当たり 1円	2007年7月14日から 2027年6月30日まで
王子製紙株式会社 第3回新株予約権 （取締役用） （2008年7月14日）	取締役（社外役員を除く）　1名	39個 （新株予約権 1個につき1,000株）	普通株式 39,000株	1株当たり 1円	2008年7月15日から 2028年6月30日まで
王子製紙株式会社 第4回新株予約権 （取締役用） （2009年7月13日）	取締役（社外役員を除く）　3名	54個 （新株予約権 1個につき1,000株）	普通株式 54,000株	1株当たり 1円	2009年7月14日から 2029年6月30日まで
王子製紙株式会社 第5回新株予約権 （取締役用） （2010年7月16日）	取締役（社外役員を除く）　3名	66個 （新株予約権 1個につき1,000株）	普通株式 66,000株	1株当たり 1円	2010年7月17日から 2030年6月30日まで
王子製紙株式会社 第6回新株予約権 （取締役用） （2011年7月15日）	取締役（社外役員を除く）　4名	82個 （新株予約権 1個につき1,000株）	普通株式 82,000株	1株当たり 1円	2011年7月16日から 2031年6月30日まで
王子製紙株式会社 第7回新株予約権 （取締役用） （2012年7月17日）	取締役（社外役員を除く）　8名	149個 （新株予約権 1個につき1,000株）	普通株式 149,000株	1株当たり 1円	2012年7月18日から 2032年6月30日まで
王子ホールディングス 株式会社 第8回新株予約権 （取締役用） （2013年7月16日）	取締役（社外役員を除く）10名	220個 （新株予約権 1個につき1,000株）	普通株式 220,000株	1株当たり 1円	2013年7月17日から 2033年6月30日まで

（注）1. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
2. 第1回から第7回までの新株予約権は、2012年10月1日付当社商号変更（旧商号　王子製紙株式会社）前に割当てられたものであります。

4 当社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（地位、氏名、担当、重要な兼職の状況）

（2014年3月31日現在）

地　位	氏　名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役会長※	篠田　和久	
代表取締役社長※	進藤　清貴	グループCEO
代表取締役副社長※	矢嶋　進	グループCFO、 コーポレートガバナンス本部長、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長、 Oji Paper Asia Sdn. Bhd.取締役社長兼務、王子ヒューマンサポート株式会社分掌、 王子ビジネスセンター株式会社、王子製紙管理（上海）有限公司管掌
代表取締役副社長※	東　剛	機能材カンパニープレジデント、 株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長兼務、 王子エフテックス株式会社取締役、王子イメージングメディア株式会社取締役
取締役※	渡　良司	生活産業資材カンパニープレジデント、 王子パックスパートナーズ株式会社代表取締役社長、 株式会社王子パッケージイノベーションセンター代表取締役社長兼務、 王子コンテナー株式会社取締役、王子マテリア株式会社取締役、 王子ネピア株式会社取締役、森紙業株式会社取締役
取締役※	渕上一雄	印刷情報メディアカンパニープレジデント、王子製紙株式会社代表取締役社長兼務
取締役※	島村元明	資源環境ビジネスカンパニープレジデント、 王子グリーンリソース株式会社取締役、王子木材緑化株式会社取締役、 Pan Pac Forest Products Ltd.取締役会長
取締役※	小関良樹	生活産業資材カンパニーバイスプレジデント、王子マテリア株式会社代表取締役社長、 王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長兼務、王子コンテナー株式会社取締役
取締役※	青山秀彦	王子物流株式会社代表取締役社長兼務
取締役※	加来正年	機能材カンパニーバイスプレジデント、王子エフテックス株式会社代表取締役社長、 株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役兼務
取締役	竹内　洋	弁護士
取締役	秋山　收	

地　位	氏　名	担当、重要な兼職の状況
監　査　役	緒　方　元　一	（常勤） 王子コンテナー株式会社監査役、王子パッケージング株式会社監査役、 王子エンジニアリング株式会社監査役、王子不動産株式会社監査役、 王子マテリア株式会社監査役、王子製紙株式会社監査役、森紙業株式会社監査役
監　査　役	福　井　　聡	（常勤） 王子エフテックス株式会社監査役、王子イメージングメディア株式会社監査役、 王子グリーンリソース株式会社監査役
監　査　役	杉　原　弘　泰	弁護士
監　査　役	上　野　健二郎	弁護士
監　査　役	桂　　誠	

（注）1. 取締役　竹内洋、秋山收は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役　杉原弘泰、上野健二郎および桂誠は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 2013年6月27日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり取締役および監査役が異動しました。
就任　取締役　青山　秀彦　　加来　正年
退任　取締役　近藤　晋一郎　　石田　　隆　　安藤　　温　　渡辺　　正
就任　監査役　緒方　元一　　福井　　聡　　桂　　誠
退任　監査役　神田　憲二　　田井　廣志
4. 2013年6月27日開催の取締役会において、次のとおり新たに代表取締役副社長を定めました。
代表取締役副社長　東　　剛
5. 2013年6月27日開催の監査役会の決議により、常勤の監査役を次のとおり選定しました。
監　査　役（常勤）　緒方　元一
監　査　役（常勤）　福井　　聡
6. 監査役　緒方元一は、当社入社以来財務経理部門を長く経験し、また当社子会社の新タック化成株式会社の財務経理部門の担当取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 代表取締役副社長　矢嶋進は、2014年4月1日をもって、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長および取締役ならびにOji Paper Asia Sdn. Bhd.（同日付でOji Asia Packaging Sdn. Bhd.に商号変更）取締役を辞任により退任しました。また、同日をもって、王子グリーンリソース株式会社取締役、王子木材緑化株式会社取締役ならびにPan Pac Forest Products Ltd.取締役会長に就任しました。
8. 取締役　島村元明は、2014年4月1日をもって、王子グリーンリソース株式会社取締役、王子木材緑化株式会社取締役ならびにPan Pac Forest Products Ltd.取締役会長を辞任により退任しました。また、同日をもって、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長に就任しました。
9. 社外役員の重要な兼職の状況については、22頁の「(4) 社外役員に関する事項」の①の表に記載のとおりです。
10. ※印の取締役10名は、グループ経営委員を兼務します。
11. 2014年4月1日付で、グループ経営委員を兼務する取締役の担当を一部変更しました。変更後の担当は、次の「(2) グループ経営委員の状況」の表に記載のとおりです。

(2) グループ経営委員の状況

（2014年4月1日現在）

地　位	氏　名	担　当
会長グループ経営委員※	篠　田　和　久	
社長グループ経営委員※	進　藤　清　貴	グループCEO
副社長グループ経営委員※	矢　嶋　　進	資源環境ビジネスカンパニープレジデント
副社長グループ経営委員※	東　　剛	機能材カンパニープレジデント、 株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長兼務
専務グループ経営委員※	渡　　良　司	産業資材カンパニープレジデント兼生活消費財カンパニープレジデント、 王子パックスパートナーズ株式会社代表取締役社長、 株式会社王子パッケージイノベーションセンター代表取締役社長兼務
専務グループ経営委員※	渕　上　一　雄	印刷情報メディアカンパニープレジデント、 王子製紙株式会社代表取締役社長兼務
常務グループ経営委員※	島　村　元　明	コーポレートガバナンス本部長、 王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長兼務、 王子ヒューマンサポート株式会社分掌、王子ビジネスセンター株式会社、 王子製紙管理（上海）有限公司管掌
常務グループ経営委員※	小　関　良　樹	産業資材カンパニーバイスプレジデント、王子マテリア株式会社代表取締役社長、 王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長兼務
常務グループ経営委員※	青　山　秀　彦	王子物流株式会社代表取締役社長兼務
常務グループ経営委員※	加　来　正　年	機能材カンパニーバイスプレジデント、王子エフテックス株式会社代表取締役社長、 株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役兼務
専務グループ経営委員	枝　川　知　生	
常務グループ経営委員	松　尾　洋　二	印刷情報メディアカンパニーバイスプレジデント兼王子製紙株式会社取締役副社長
常務グループ経営委員	野　沢　高　史	王子マテリア株式会社取締役副社長
常務グループ経営委員	田　野　弘　一	株式会社王子パッケージイノベーションセンター取締役副社長
常務グループ経営委員	武　田　芳　明	コーポレートガバナンス本部副本部長兼王子マネジメントオフィス株式会社常務取締役

地　位	氏　名	担　当
グループ経営委員	矢田　雅之	コーポレートガバナンス本部副本部長兼王子マネジメントオフィス株式会社取締役兼王子ヒューマンサポート株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	早野　裕康	王子製紙株式会社取締役兼王子マネジメントオフィス株式会社取締役兼江蘇王子製紙有限公司高級顧問
グループ経営委員	藤原　省二	王子グリーンリソース株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	鴛海　雅宣	王子パックスパートナーズ株式会社取締役副社長兼王子コンテナー株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	木坂　隆一	機能材カンパニーバイスプレジデント兼王子イメージングメディア株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	清水　紀暁	王子ネピア株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	丸山　純	王子パックスパートナーズ株式会社取締役副社長兼森紙業株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	中西　康夫	王子パックスパートナーズ株式会社取締役兼Oji Asia Packaging Sdn. Bhd.取締役社長
グループ経営委員	横山　勝	イノベーション推進本部長
グループ経営委員	藤澤　信之	旭洋紙パルプ株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	磯野　裕之	王子マネジメントオフィス株式会社取締役

（注）1. 2014年4月1日付で、生活産業資材に属する産業資材と生活消費財をそれぞれグループ内カンパニーとしました。
2. ※印のグループ経営委員10名は、取締役を兼務します。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	16名 （2名）	621百万円 （30百万円）
監査役 （うち社外監査役）	7名 （3名）	88百万円 （27百万円）
合計	23名	710百万円

（注）1. 株主総会の決議による取締役の報酬等の限度額は年額900百万円であります。
（2006年6月29日第82回定時株主総会決議）
2. 株主総会の決議による監査役の報酬等の限度額は年額97百万円であります。
（2006年6月29日第82回定時株主総会決議）
3. 当期末現在の人員は取締役12名、監査役5名であります。
4. 支給額には、以下のものを含んでおります。
・当期において計上した役員賞与
取締役　14名　125百万円
監査役　4名　11百万円
・取締役に対するストック・オプションによる報酬額
取締役　14名　68百万円
社外取締役を除く、取締役を対象としております。
5. 上記のほか、2013年6月27日開催の第89回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役に対する退職慰労金
監査役　2名　67百万円
2013年6月27日開催の第89回定時株主総会決議に基づき、退職慰労金を支給しております。
6. 2013年6月27日開催の第89回定時株主総会決議に基づく、監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定額
監査役　2名　31百万円（うち社外監査役 2名 31百万円）
監査役の退職慰労金制度の廃止に伴い、2013年6月27日開催の第89回定時株主総会において任期中の監査役2名に対し、同総会において、同総会終結の時までの在任期間をもとに、その退任時に退職慰労金を支給することについて、ご承認いただき、その具体的金額、方法などは監査役の協議にご一任いただきました。
7. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

（2014年3月31日現在）

区　分	氏　名	兼　職　状　況
社外監査役	上野　健二郎	セイノーホールディングス株式会社　社外取締役

上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

②当期における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	竹内　洋	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社外取締役	秋山　收	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、行政における豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	杉原　弘泰	当期開催の取締役会13回のうち12回に、また、監査役会15回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	上野　健二郎	当期開催の取締役会13回のうち12回に、また、監査役会15回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	桂　誠 （2013年6月27日就任）	監査役就任後、当期開催の取締役会10回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席し、外交官としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。

③社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支　払　額
	百万円
当社の会計監査人としての報酬等の額	78
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	231

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記の支払額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債の発行に係るコンフォート・レター作成業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 重要な子会社のうち他の監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、旭洋紙パルプ株式会社、森紙業株式会社、江蘇王子製紙有限公司、Oji Papéis Especiais Ltda.、Pan Pac Forest Products Ltd.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、Kanzaki Specialty Papers Inc.、KANZAN Spezialpapiere GmbH、Oji Paper (Thailand) Ltd.、王子製紙商貿（中国）有限公司、GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.、Harta Packaging Industries Sdn. Bhd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

6 業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり方針を定めています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 代表取締役社長は、王子グループ企業行動憲章および王子グループ行動規範を制定し、取締役および使用人が企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。

② 代表取締役社長は、法令遵守教育や企業倫理ヘルプライン制度を含むグループ横断的なコンプライアンス体制の整備を行い、問題点の把握、改善に努めます。

③ 代表取締役社長は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として社内窓口部署を設置して社内体制を整備しており、反社会的勢力には毅然と対応します。

④ 内部監査部は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果を経営会議規程に定める会議体に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

グループCEO決定規程に基づく稟議を経て文書取扱規程の制定、改廃を行い、この規程に基づいて文書（電磁的方法によるものを含む。）の保存、管理を行います。文書は、取締役または監査役の要請があった場合は常時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 経営会議規程に定める会議体において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行います。

② 代表取締役社長は、取締役会の承認を経てグループリスク管理基本規程の制定、改廃を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、リスクの類型に対応した体制の整備を行います。

③ 内部監査部は、リスク管理の状況を監査し、その結果を経営会議規程に定める会議体に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役社長は、経営会議規程に定める会議体の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中期経営計画、年次綜合計画を定めることにより、取締役、使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。

② 各取締役は、これらの理念、基本方針、計画に基づき担当業務に関する具体的な施策を実行し、情報技術を駆使したシステム等を活用することにより進捗状況を的確かつ迅速に把握し、取締役会に報告します。効率化を阻害する要因が見つかればこれを排除、低減するなどの改善を促すことにより、目標、課題の達成度を高める体制を整備します。

③ グループCEO決定規程に基づく稟議を経て職務権限規程の制定、改廃を行い、使用人の権限と責任を明確にし、職務の組織的かつ効率的な運営を図ります。

(5) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 代表取締役社長は、王子グループ企業行動憲章および王子グループ行動規範を制定し、グループ全体が一体となって企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。

② 代表取締役社長は、経営会議規程に定める会議体の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中期経営計画、年次綜合計画を定めることにより、グループ各社の取締役、使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。

③ グループ経営規程においてグループ内承認手続きを統一的に定め、グループ内牽制の機能を担保します。

④ 経営会議規程に定める会議体において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行います。

⑤ 内部監査部は、内部統制の状況を監査し、その結果を経営会議規程に定める会議体に報告します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の職務を補助する体制として監査役室を設置し、会社の業務を十分検証できる専任の使用人数名を置きます。

② 監査役室は監査役会に直属するものとし、監査役室に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については監査役の同意を得るものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、監査役が必要と認めて特に報告を求めた事項等については随時報告します。報告の方法については取締役と監査役会との協議により決定し

ます。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場を設けます。

なお、当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備についての方針および金融商品取引法に定める内部統制報告制度に対応するため、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価に関する基本方針」を取締役会において決議しております。

本基本方針のもと、財務報告に係る内部統制を構築し、併せて当該内部統制の有効性につき評価を行い、内部統制報告書を取締役会決議を経て作成することとしております。

7 会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を下記（1）のとおり定めております。

また、2011年6月29日開催の第87回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を当該定時株主総会終結から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記（3）に定める特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注4）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続しております。

注1. 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2. 議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1.の(i)の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の

23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii)特定株主グループが、注1.の(ii)の記載に該当する場合は、当該買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

注4. 上記のいずれの買付行為についても、予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

他方、当社グループの事業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考えます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、5頁の「(5) 企業集団の対処すべき課題　②企業集団の経営戦略」に記載の施策を実施しております。

これらの取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるためのものであることから、上記（1）の会社の支配に関する基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

①本方針導入の目的

当社取締役会は、上記（1）の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

②大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくこと

があります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実および取締役会評価期間については、速やかに開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

③大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行

する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様に、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記③（a）で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(ⅰ)次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為

③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債

務の担保や弁済原資として流用する行為

④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ⅱ)強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(ⅲ)大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

(ⅳ)大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不適当であったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じるおそれがあったり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切にされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損しまたは当社の株主に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合

(c) 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii)対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情

報開示を行います。

(d) 特別委員会の設置および検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否かおよび発動を停止するかの判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かおよび発動の停止を行うかどうかの判断に当たっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものといたします。なお、特別委員会規程の概要、特別委員会委員の氏名および略歴は、それぞれ別紙3、4のとおりです。

④当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締

役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記③（c）に従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

⑤大規模買付ルールの有効期限

2011年6月29日開催の第87回定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られたため、本方針の有効期間は、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

（4）本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

以下の理由により、本方針は、上記（1）の会社の支配に関する基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役

員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記（3）①「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記（3）③「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④株主意思を重視するものであること

当社は、本方針の継続について株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、株主総会において、議案としてお諮りしております。株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになり、その意味で、本方針の消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記（3）⑤「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、

本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（別紙1）

大規模買付情報

1．大規模買付者およびそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の情報。
（1）名称、資本関係、財務内容
（2）（大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体（以下、「法人」という。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期および終期
（3）（大規模買付者が法人である場合は）当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産に係る主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
（4）（もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらに類似する外国法を含む。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2．大規模買付行為の目的、方法およびその内容。（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。）
3．当社株式の取得の対価の算定根拠。（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびその算定根拠を含む。）
4．大規模買付行為の資金の裏付け。（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
5．大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
6．大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針。
7．必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行に当たり必要な手続きの内容および見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行に当たり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。
8．その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

（別紙2）

新株予約権の概要

1．新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
　取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

2．新株予約権の目的である株式の種類および数
　新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3．発行する新株予約権の総数
　新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4．各新株予約権の払込金額
　無償（金額の払込みを要しない。）

5．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。

6．新株予約権の譲渡制限
　譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

7．新株予約権の行使条件
　議決権割合が20％以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8．新株予約権の行使期間等
　新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

（別紙3）

特別委員会規程の概要

1．特別委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保することを目的として設置される。

2．特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とし、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

3．特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

4．特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした審議・決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
①大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非
②大規模買付行為に対する対抗措置発動の停止
③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項

5．特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

6．特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会委員が必要と認める者の出席を求め、特別委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。

7．特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

（別紙4）

特別委員会委員の氏名及び略歴

現在の特別委員会の委員は、以下の3名です。

竹内　洋（たけうち　よう）

略歴
1939年9月24日生まれ
1966年4月　弁護士登録
1994年6月　当社監査役
2007年6月　当社取締役
現在に至る。
※竹内洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

秋山　收（あきやま　おさむ）

略歴
1940年11月21日生まれ
1963年4月　通商産業省入省
2002年8月　内閣法制局長官
2004年8月　退官
2007年6月　当社取締役
現在に至る。
※秋山收氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

杉原　弘泰（すぎはら　ひろやす）

略歴
1938年5月18日生まれ
1963年4月　検事任官
1999年6月　大阪高等検察庁検事長
2001年5月　退官、弁護士登録
2006年6月　当社監査役
現在に至る。
※杉原弘泰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科目	第90期 (2014年3月31日現在)	第89期（ご参考） (2013年3月31日現在)	比較（ご参考）
資産の部			
流動資産	**547,205**	**535,499**	**11,705**
現金及び預金	45,575	50,621	△ 5,046
受取手形及び売掛金	278,897	269,137	9,759
有価証券	12,557	7,144	5,413
商品及び製品	87,096	84,877	2,218
仕掛品	19,330	17,655	1,675
原材料及び貯蔵品	65,798	60,554	5,243
繰延税金資産	8,926	12,035	△ 3,109
短期貸付金	4,958	7,862	△ 2,904
未収入金	14,238	19,386	△ 5,148
その他	12,090	9,294	2,795
貸倒引当金	△ 2,264	△ 3,071	806
固定資産	**1,368,471**	**1,295,751**	**72,719**
(有形固定資産)	**(1,154,978)**	**(1,090,645)**	**(64,333)**
建物及び構築物	210,393	203,363	7,030
機械装置及び運搬具	382,696	375,841	6,854
工具、器具及び備品	6,111	6,258	△ 147
土地	235,063	236,091	△ 1,028
林地	106,029	90,367	15,661
植林立木	117,263	103,488	13,774
リース資産	5,329	5,314	15
建設仮勘定	92,091	69,918	22,172
(無形固定資産)	**(25,377)**	**(25,760)**	**(△ 382)**
借地権	1,735	1,620	114
のれん	14,430	14,806	△ 376
その他	9,211	9,333	△ 121
(投資その他の資産)	**(188,114)**	**(179,345)**	**(8,768)**
投資有価証券	154,038	150,294	3,743
長期貸付金	1,980	2,029	△ 49
長期前払費用	17,645	14,937	2,707
繰延税金資産	6,008	3,171	2,837
その他	9,882	10,934	△ 1,051
貸倒引当金	△ 1,441	△ 2,022	580
資産合計	**1,915,676**	**1,831,251**	**84,425**

科目	第90期 (2014年3月31日現在)	第89期（ご参考） (2013年3月31日現在)	比較（ご参考）
負債の部			
流動負債	**495,927**	**628,127**	**△132,199**
支払手形及び買掛金	204,052	210,921	△ 6,869
短期借入金	184,362	307,841	△123,479
1年内償還予定社債	20,085	20,160	△ 75
未払金	13,558	20,107	△ 6,548
未払費用	43,950	46,032	△ 2,082
未払法人税等	7,948	5,371	2,576
課徴金引当金	2,712	–	2,712
その他	19,258	17,692	1,566
固定負債	**749,392**	**623,995**	**125,397**
社債	160,075	140,160	19,915
長期借入金	434,007	362,943	71,063
繰延税金負債	49,895	43,583	6,312
再評価に係る繰延税金負債	9,161	9,554	△ 393
退職給付引当金	–	53,232	△ 53,232
役員退職慰労引当金	1,623	1,580	43
環境対策引当金	1,754	1,723	30
訴訟損失引当金	4,965	4,361	604
退職給付に係る負債	73,769	–	73,769
長期預り金	9,294	2,646	6,647
その他	4,845	4,209	636
負債合計	**1,245,320**	**1,252,122**	**△ 6,802**
純資産の部			
株主資本	**519,010**	**493,756**	**25,254**
資本金	103,880	103,880	–
資本剰余金	112,965	112,930	34
利益剰余金	344,846	320,086	24,760
自己株式	△ 42,681	△ 43,140	459
その他の包括利益累計額	**56,023**	**11,726**	**44,297**
その他有価証券評価差額金	20,897	16,100	4,797
繰延ヘッジ損益	44	△ 252	296
土地再評価差額金	4,214	4,875	△ 661
為替換算調整勘定	43,403	△ 8,997	52,401
退職給付に係る調整累計額	△ 12,536	–	△ 12,536
新株予約権	**290**	**235**	**54**
少数株主持分	**95,031**	**73,410**	**21,621**
純資産合計	**670,356**	**579,128**	**91,227**
負債及び純資産合計	**1,915,676**	**1,831,251**	**84,425**

連結損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科目	第90期（2013年4月1日から2014年3月31日まで）	第89期（ご参考）（2012年4月1日から2013年3月31日まで）	比較（ご参考）
売上高	**1,332,510**	**1,241,471**	**91,038**
売上原価	**1,037,837**	**963,900**	**73,937**
売上総利益	**294,673**	**277,571**	**17,101**
販売費及び一般管理費	**232,649**	**225,188**	**7,461**
営業利益	**62,023**	**52,383**	**9,640**
営業外収益	**26,809**	**20,938**	**5,870**
受取利息及び配当金	4,011	3,920	91
為替差益	16,926	10,681	6,245
持分法による投資利益	1,476	1,447	29
雑収入金	4,394	4,890	△ 495
営業外費用	**18,474**	**18,756**	**△ 281**
支払利息	10,877	11,783	△ 906
雑損失金	7,596	6,972	624
経常利益	**70,358**	**54,565**	**15,792**
特別利益	**10,710**	**2,723**	**7,987**
固定資産売却益	10,340	1,028	9,311
投資有価証券売却益	370	1,117	△ 747
その他	−	576	△ 576
特別損失	**17,168**	**19,356**	**△ 2,187**
減損損失	4,926	1,467	3,459
事業構造改善費用	4,694	1,253	3,440
固定資産除却損	2,759	3,104	△ 344
課徴金引当金繰入額	2,712	−	2,712
その他	2,076	13,531	△ 11,455
税金等調整前当期純利益	**63,900**	**37,932**	**25,967**
法人税、住民税及び事業税	19,033	12,133	6,900
法人税等調整額	4,385	△ 3,729	8,114
少数株主損益調整前当期純利益	**40,480**	**29,528**	**10,952**
少数株主利益	6,679	3,928	2,751
当期純利益	**33,801**	**25,600**	**8,200**

連結株主資本等変動計算書 (2013年4月1日から2014年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	合計
当期首残高	103,880	112,930	320,086	△ 43,140	493,756
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 9,886		△ 9,886
当期純利益			33,801		33,801
自己株式の取得				△ 129	△ 129
自己株式の処分		34		600	635
持分法適用会社の合併による自己株式の増加				△ 12	△ 12
持分変動に伴う自己株式の増減				△ 0	△ 0
連結範囲の変動			183		183
土地再評価差額金取崩			661		661
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	−	34	24,760	459	25,254
当期末残高	103,880	112,965	344,846	△ 42,681	519,010

	その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	合計			
当期首残高	16,100	△ 252	4,875	△ 8,997	−	11,726	235	73,410	579,128
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△ 9,886
当期純利益									33,801
自己株式の取得									△ 129
自己株式の処分									635
持分法適用会社の合併による自己株式の増加									△ 12
持分変動に伴う自己株式の増減									△ 0
連結範囲の変動									183
土地再評価差額金取崩									661
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	4,797	296	△ 661	52,401	△ 12,536	44,297	54	21,621	65,973
連結会計年度中の変動額合計	4,797	296	△ 661	52,401	△ 12,536	44,297	54	21,621	91,227
当期末残高	20,897	44	4,214	43,403	△ 12,536	56,023	290	95,031	670,356

計算書類

貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科目	第90期 (2014年3月31日現在)	第89期（ご参考） (2013年3月31日現在)	比較（ご参考）
資産の部			
流動資産	**85,792**	**120,572**	**△ 34,779**
現金及び預金	6,977	12,728	△ 5,750
売掛金	92	147	△ 55
販売用不動産	14	14	–
前払費用	37	36	0
繰延税金資産	554	1,881	△ 1,327
短期貸付金	68,788	83,432	△ 14,643
未収入金	8,953	12,668	△ 3,714
その他	762	10,751	△ 9,989
貸倒引当金	△ 389	△ 1,090	701
固定資産	**1,060,407**	**1,061,339**	**△ 932**
(有形固定資産)	**(110,254)**	**(105,019)**	**(5,235)**
建物	22,895	17,424	5,470
構築物	813	591	221
機械及び装置	357	359	△ 2
車両運搬具	0	1	△ 0
工具、器具及び備品	1,074	1,160	△ 85
土地	46,276	46,551	△ 274
林地	15,642	15,616	26
植林立木	22,795	22,915	△ 120
リース資産	1	2	△ 1
建設仮勘定	397	394	3
(無形固定資産)	**(60)**	**(75)**	**(△ 15)**
ソフトウェア	8	23	△ 15
その他	51	52	△ 0
(投資その他の資産)	**(950,092)**	**(956,244)**	**(△ 6,151)**
投資有価証券	73,156	74,306	△ 1,149
関係会社株式	492,147	501,033	△ 8,886
出資金	2	2	0
関係会社出資金	6,075	6,075	–
長期貸付金	377,576	370,672	6,903
長期前払費用	1,451	1,173	278
その他	1,314	4,295	△ 2,980
貸倒引当金	△ 1,633	△ 1,315	△ 318
資産合計	**1,146,200**	**1,181,911**	**△ 35,711**

科目	第90期 (2014年3月31日現在)	第89期（ご参考） (2013年3月31日現在)	比較（ご参考）
負債の部			
流動負債	**209,739**	**358,272**	**△148,532**
買掛金	28	60	△ 31
短期借入金	180,110	327,899	△147,789
1年内償還予定社債	20,000	20,000	–
リース債務	1	1	△ 0
未払金	3,767	3,960	△ 193
未払費用	3,450	5,055	△ 1,604
未払法人税等	1,259	190	1,069
その他	1,121	1,103	18
固定負債	**568,170**	**463,665**	**104,505**
社債	160,000	140,000	20,000
長期借入金	394,543	319,201	75,341
長期未払金	509	13	496
繰延税金負債	2,110	–	2,110
退職給付引当金	4,200	4,318	△ 118
環境対策引当金	31	31	–
長期預り金	6,775	4	6,770
その他	–	95	△ 95
負債合計	**777,910**	**821,937**	**△ 44,026**
純資産の部			
株主資本	**350,132**	**346,260**	**3,872**
(資本金)	(103,880)	(103,880)	(−)
(資本剰余金)	(110,006)	(110,065)	(△ 59)
資本準備金	108,640	108,640	–
その他資本剰余金	1,365	1,425	△ 59
(利益剰余金)	**(179,293)**	**(167,766)**	**(11,526)**
利益準備金	24,646	24,646	–
固定資産圧縮積立金	17,443	12,357	5,086
海外投資等損失準備金	537	633	△ 96
別途積立金	101,729	101,729	–
繰越利益剰余金	34,935	28,399	6,535
(自己株式)	**(△ 43,047)**	**(△ 35,453)**	**(△ 7,594)**
評価・換算差額等	**17,866**	**13,478**	**4,388**
その他有価証券評価差額金	17,866	13,478	4,388
新株予約権	**290**	**235**	**54**
純資産合計	**368,289**	**359,974**	**8,315**
負債及び純資産合計	**1,146,200**	**1,181,911**	**△ 35,711**

損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科目	第90期（2013年 4月1日から 2014年3月31日まで）	第89期（ご参考）（2012年 4月1日から 2013年3月31日まで）	比較（ご参考）
営業収益	**37,900**	**233,491**	△ **195,591**
売上原価	**－**	**167,339**	△ **167,339**
売上総利益	**－**	**45,725**	△ **45,725**
販売費及び一般管理費	**－**	**45,599**	△ **45,599**
営業費用			
一般管理費	17,331	9,079	8,251
その他	2,719	1,316	1,402
営業利益	**17,850**	**10,156**	**7,693**
営業外収益	**10,708**	**14,779**	△ **4,071**
受取利息及び配当金	8,192	7,506	686
雑収入金	2,515	7,273	△ 4,758
営業外費用	**11,184**	**13,569**	△ **2,385**
支払利息	7,319	8,534	△ 1,215
雑損失金	3,864	5,034	△ 1,170
経常利益	**17,373**	**11,366**	**6,007**
特別利益	**11,368**	**2,924**	**8,444**
固定資産売却益	10,363	364	9,999
抱合せ株式消滅差益	1,005	－	1,005
その他	－	2,559	△ 2,559
特別損失	**2,982**	**5,663**	△ **2,680**
子会社整理損失	989	2,352	△ 1,362
子会社株式評価損	866	－	866
固定資産除却損	508	582	△ 74
貸倒引当金繰入額	490	－	490
その他	128	2,728	△ 2,600
税引前当期純利益	**25,760**	**8,627**	**17,132**
法人税、住民税及び事業税	△ 352	△ 4,365	4,013
法人税等調整額	4,561	3,994	566
当期純利益	**21,551**	**8,999**	**12,552**

株主資本等変動計算書 (2013年4月1日から2014年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		合計	利益剰余金					合計
		資本準備金	その他資本剰余金		利益準備金	固定資産圧縮積立金	海外投資等損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	103,880	108,640	1,425	110,065	24,646	12,357	633	101,729	28,399	167,766
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の繰入						5,305			△ 5,305	−
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 222			222	−
海外投資等損失準備金の取崩							△ 100		100	−
実効税率変更に伴う準備金の増加						3	4		△ 7	−
剰余金の配当									△ 10,025	△ 10,025
当期純利益									21,551	21,551
自己株式の取得										
自己株式の処分			△ 59	△ 59						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
当期変動額合計	−	−	△ 59	△ 59	−	5,086	△ 96	−	6,535	11,526
当期末残高	103,880	108,640	1,365	110,006	24,646	17,443	537	101,729	34,935	179,293

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 35,453	346,260	13,478	235	359,974
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の繰入		−			−
固定資産圧縮積立金の取崩		−			−
海外投資等損失準備金の取崩		−			−
実効税率変更に伴う準備金の増加		−			−
剰余金の配当		△ 10,025			△ 10,025
当期純利益		21,551			21,551
自己株式の取得	△ 7,737	△ 7,737			△ 7,737
自己株式の処分	143	83			83
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			4,388	54	4,442
当期変動額合計	△ 7,594	3,872	4,388	54	8,315
当期末残高	△ 43,047	350,132	17,866	290	368,289

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2014年5月9日

王子ホールディングス株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山憲二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長坂　隆 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島村　哲 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、王子ホールディングス株式会社の2013年4月1日から2014年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、王子ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2014年5月9日

王子ホールディングス株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山憲二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長坂　隆 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島村　哲 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、王子ホールディングス株式会社の2013年4月1日から2014年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2013年4月1日から2014年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に子会社における独占禁止法に係る件の記載がありますが、グループ全体でコンプライアンスの徹底に取り組んでいることを確認しており、引き続きその進捗状況を監視してまいります。

2014年5月12日

王子ホールディングス株式会社　監査役会

監　査　役（常勤）	緒　方　元　一	㊞
監　査　役（常勤）	福　井　　聡	㊞
監　査　役	杉　原　弘　泰	㊞
監　査　役	上　野　健二郎	㊞
監　査　役	桂　　誠	㊞

（注）監査役　杉原　弘泰、上野　健二郎、桂　誠は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

経営指標の推移（連結）

売上高・海外売上高比率

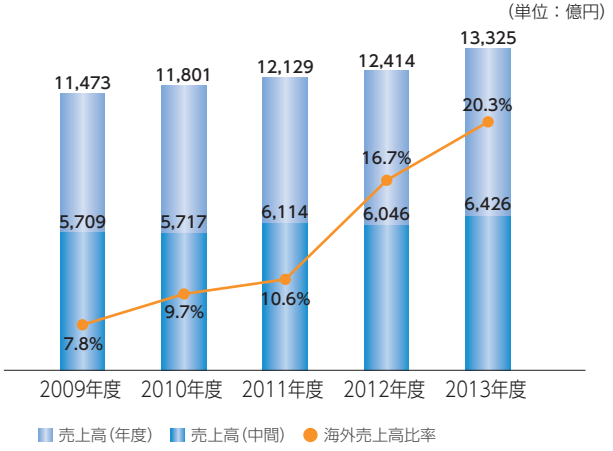

営業利益・経常利益・当期純利益・売上高営業利益率・売上高経常利益率

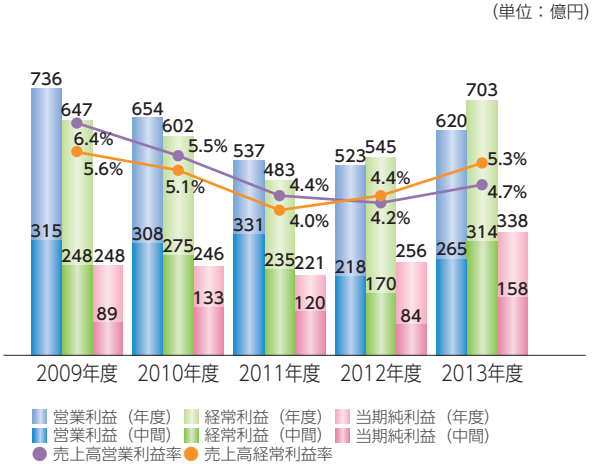

（注）売上高営業利益率＝営業利益÷売上高×100
売上高経常利益率＝経常利益÷売上高×100

事業部門別構成比の推移

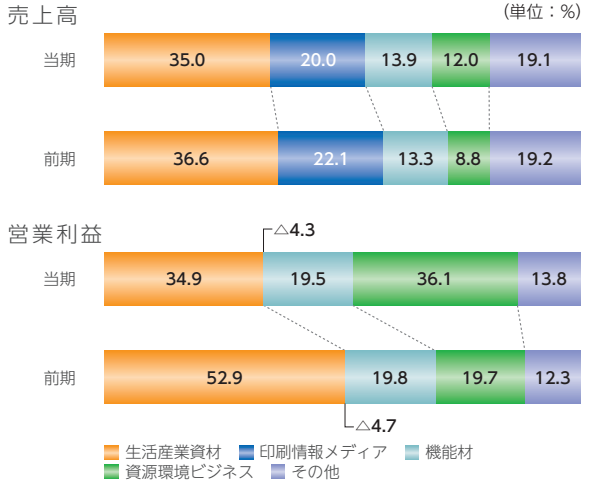

総資産・自己資本・有利子負債・自己資本比率

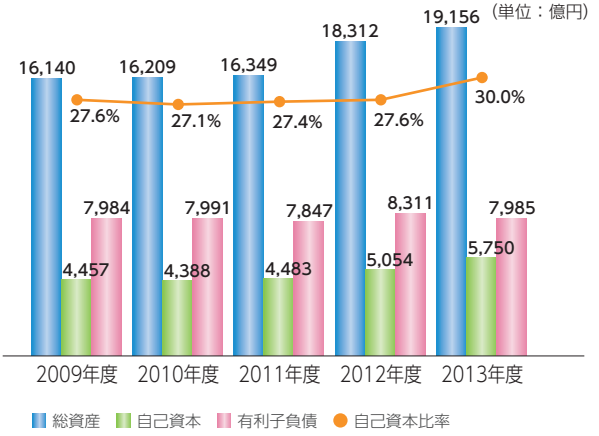

（注）自己資本＝純資産合計－新株予約権－少数株主持分
有利子負債＝長短借入金＋コマーシャルペーパー＋社債
＋1年内返済・償還予定の長期借入金・社債
自己資本比率＝自己資本÷総資産×100

設備投資額・減価償却費

(単位：億円)

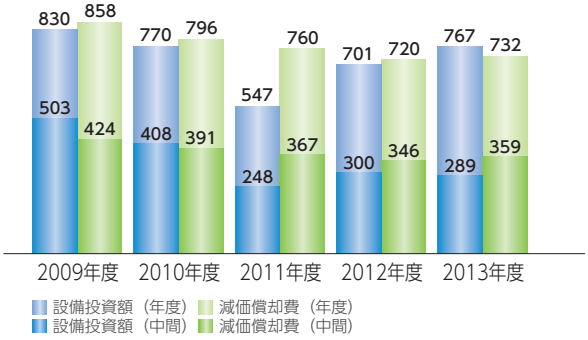

1株当たり純資産額・1株当たり当期純利益・ROE

(単位：円)

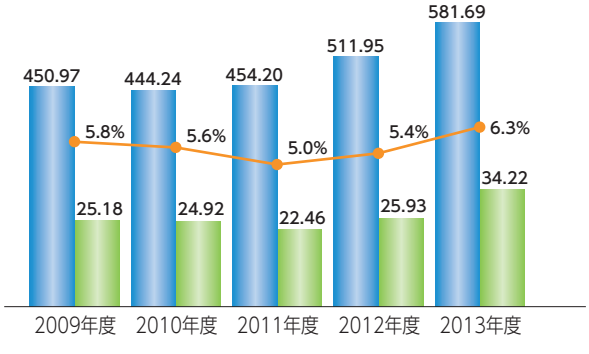

(注) 自己資本利益率(ROE)＝純利益÷(前期末、当期末の自己資本の平均)×100
自己資本＝純資産の部合計－新株予約権－少数株主持分

1株当たり配当金推移

(単位：円)

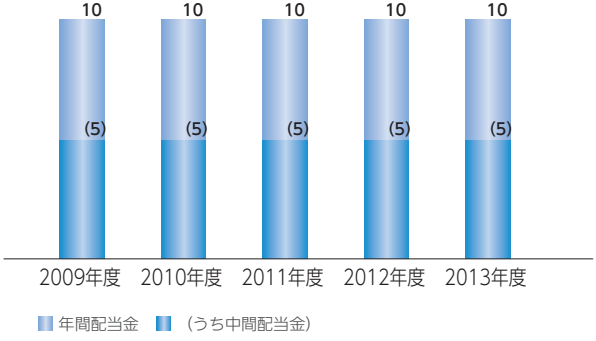

連結キャッシュ・フロー計算書（要約）

(単位：百万円)

	当期 自 2013年4月 1日 至 2014年3月31日	前期 自 2012年4月 1日 至 2013年3月31日	比較
営業活動によるキャッシュ・フロー	109,316	105,437	3,879
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 67,242	△ 76,211	8,969
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 52,019	△ 20,724	△ 31,294
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,535	1,752	2,782
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△ 5,409	10,253	△ 15,662
現金及び現金同等物の期首残高	57,048	43,831	13,217
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	7	365	△ 357
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	527	2,598	△ 2,071
現金及び現金同等物の期末残高	52,173	57,048	△ 4,874

株主メモ

■ 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
■ 定時株主総会	毎年6月
■ 基準日	定時株主総会の議決権　毎年3月31日 期末配当　毎年3月31日 中間配当　毎年9月30日
■ 公告方法	電子公告 電子公告の当社ホームページアドレス http://www.ojiholdings.co.jp ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して公告します。
■ 単元株式数	1,000株
■ 株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話照会先）	電話　0120-782-031（フリーダイヤル） 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

■ 証券会社等でお取引きをされている株主様
株主様の口座のある証券会社等にお申出ください。

■ 特別口座に記録されている株式をお持ちの株主様
証券会社等に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
なお、特別口座に記録されている株式は、特別口座のままでは市場で売買することはできませんので、証券会社等の口座へ振り替えられることをお勧めします。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

配当金のお支払いについて

第90期の期末配当金（1株につき5円）につきましては、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間（2014年6月5日から2014年7月31日まで）内に、ゆうちょ銀行全国本支店および出張所並びに郵便局でお受け取りください。
また、配当金の口座振込をご指定の方には「期末配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「期末配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。
なお、期末配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、「期末配当金計算書」を同封させていただいております。

上場株式等の配当等に係る10%軽減税率の廃止について

2014年1月1日から上場株式等の配当等に係る10%軽減税率（所得税7% 住民税3%）は廃止され、本来の税率である20%（所得税15% 住民税5%）となりました。「上場株式等の配当等に係る10%（所得税7% 住民税3%）軽減税率の廃止について」を同封させていただきましたので、あわせてご参照ください。

配当金のお受け取り方法について

確実に配当金をお受け取りいただくために、振込みによる配当金のお受け取りをお勧めします。
株券電子化により、従来の配当金振込口座のご指定方法に加えて、あらかじめ登録した一つの預金口座で株主様の保有しているすべての銘柄の配当金のお受け取りや、証券会社の口座でも配当金のお受け取りが可能となっております。
詳しくはお取引証券会社等にお問合せください。

当社ホームページ

http://www.ojiholdings.co.jp

メモ

Oji Holdings Corporation